

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月18日

宇都宮地方裁判所

裁判所書記官 吉 岡 智 男

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 4月 8日から 令和 8年 4月15日まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月21日 午前10時00分 場 所 宇都宮地方裁判所売却場 (1階)
売却決定 期日	日 時 令和 8年 5月15日 午前10時00分 場 所 宇都宮地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 8年 4月22日 午前10時00分から 令和 8年 4月24日 午後 3時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 3月18日から入札期間終了まで当庁競売物件閲覧室に備え置きます。なお, 当庁栃木支部, 真岡支部管轄の事件については, 各支部にも, それぞれ写しを備え置きます。	



物 件 目 録

- |   |                  |                  |   |
|---|------------------|------------------|---|
| 1 | 所<br>地<br>地<br>地 | 在<br>番<br>目<br>積 | 小山市大字福良字休前<br>525番1<br>宅地<br>254.54平方メートル |
| 2 | 所<br>地<br>地<br>地 | 在<br>番<br>目<br>積 | 小山市大字福良字休前<br>523番2<br>宅地<br>274.00平方メートル |
| 3 | 所<br>地<br>地<br>地 | 在<br>番<br>目<br>積 | 小山市大字福良字休前<br>526番1<br>宅地<br>198.67平方メートル |
| 4 | 所<br>地<br>地<br>地 | 在<br>番<br>目<br>積 | 小山市大字福良字休前<br>526番4<br>宅地<br>204.00平方メートル |

売却基準価額等変更決定

下記の物件につき、前回の売却基準価額で売却を実施しても適法な買受け申し出がなかったことから、競売市場における市場性等を考慮して、民事執行規則30条の3により、下記のとおり売却基準価額を変更する。

令和 8年 1月 27日

宇都宮地方裁判所

裁判官

小島 惇 史

記

物件番号	前回の 売却基準価額 (円)	減価割合	今回の 売却基準価額 (円)	買受けの申出 の保証 (円)	買受可能価額 (円)
1~4	3,355,000	50/100	1,677,500	335,500	1,342,000
1	917,000	50/100	458,500		
2	987,000	50/100	493,500		
3	716,000	50/100	358,000		
4	735,000	50/100	367,500		

## 物 件 明 細 書

令和 7年10月24日

宇都宮地方裁判所

裁判所書記官 吉 岡 智 男

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1～4】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号1～4】

本件土地につき、売却対象外の建物（居宅、木造瓦葺平家建、約130平方メートル）のために法定地上権が成立する。同建物は未登記建物と認められるが、本件土地上に登記が存在する家屋番号64番の建物の一部及び未登記増築部分である可能性もある。

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～4】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1～4】

本件所有者が占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調

査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

## 物 件 目 録

- |   |                  |                  |   |
|---|------------------|------------------|---|
| 1 | 所<br>地<br>地<br>地 | 在<br>番<br>目<br>積 | 小山市大字福良字休前<br>525番1<br>宅地<br>254.54平方メートル |
| 2 | 所<br>地<br>地<br>地 | 在<br>番<br>目<br>積 | 小山市大字福良字休前<br>523番2<br>宅地<br>274.00平方メートル |
| 3 | 所<br>地<br>地<br>地 | 在<br>番<br>目<br>積 | 小山市大字福良字休前<br>526番1<br>宅地<br>198.67平方メートル |
| 4 | 所<br>地<br>地<br>地 | 在<br>番<br>目<br>積 | 小山市大字福良字休前<br>526番4<br>宅地<br>204.00平方メートル |

令和 7年(ヌ)第 26号  
令和 7年 7月 1日受理  
令和 7年 8月 2/日提出

## 現況調査報告書

宇都宮地方裁判所

執行官 深 谷 昌 司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 物 件 目 録

- |   |   |   |              |
|---|---|---|--------------|
| 1 | 所 | 在 | 小山市大字福良字休前   |
|   | 地 | 番 | 525番1        |
|   | 地 | 目 | 宅地           |
|   | 地 | 積 | 254.54平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 小山市大字福良字休前   |
|   | 地 | 番 | 523番2        |
|   | 地 | 目 | 宅地           |
|   | 地 | 積 | 274.00平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 小山市大字福良字休前   |
|   | 地 | 番 | 526番1        |
|   | 地 | 目 | 宅地           |
|   | 地 | 積 | 198.67平方メートル |
| 4 | 所 | 在 | 小山市大字福良字休前   |
|   | 地 | 番 | 526番4        |
|   | 地 | 目 | 宅地           |
|   | 地 | 積 | 204.00平方メートル |





(目的外建物用〈単独〉)

目的外建物の概況 (物件1~4関係)	
所在地	小山市大字福良523番地2 (物件2)、526番地1 (物件3)
家屋番号	<input checked="" type="checkbox"/> ない (未登記) (次丁「その他の事項」参照) <input type="checkbox"/>
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>
構造	木造瓦葺平家建居宅
床面積 (概略)	約130㎡
所有者	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 (債務者A) <input type="checkbox"/> その他の者 ( ) <input type="checkbox"/> 不明
建築時期	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和8年ころ (昭和48年、昭和50年増築。課税資料による) <input type="checkbox"/> 不明
建築者	<input type="checkbox"/> 現所有者 <input checked="" type="checkbox"/> その他の者 (D (課税資料による) ) <input type="checkbox"/> 不明
その他の事項	課税資料及び近隣者の陳述 (目的外建物には債務者Aが居住していたが、現在は空家。Aは行方不明。)等から、目的外建物の現在の所有者は債務者Aと認めた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## そ の 他 の 事 項

- 南側接面道路は建築基準法42条1項3号(幅員約4.3m)である。赤道である。
- 本件土地には物置があるが、単管パイプを組み合わせた上にトタン板を張った構造であり、基礎という程のものは見受けられないことから、動産と認めた。
- 物件4の北端付近には朽廃した建物らしき物が雑草に埋もれているが、これは建物とは認めなかった(写真3参照)。

- 上水は整備区域外。

下水は農業集落排水を利用している。

- (目的外建物の登記の有無について)

本件土地上の建物の登記を取得したところ、目的外建物に該当する登記が見当たらないため、目的外建物は未登記と報告する。

しかしながら、本件土地には下記建物登記が存在しているところ、課税資料や現況等に対照すると、その位置、形状等から附属建物符号3居宅は依然として存在している(符号3居宅以外は滅失している模様)可能性がある。

また、目的外建物の公課証明によると、昭和8年建築部分の床面積は51.23㎡となっているが、これは符号3居宅の床面積49.58㎡に近い。

他方、構造については、現況及び公課証明は木造瓦葺平家建であるが、符号3居宅の登記では木造杉皮葺平家建であり、相違する。

債務者とは連絡がつかず、目的外建物の登記の有無について確認できない。

このような事情等から、符号3居宅は目的外建物の中央部分に該当し、目的外建物は登記済みの建物(現況は未登記増築部分あり)となる可能性があるので、注意を要する。

### 記

所 在 小山市大字福良525番地

家屋番号 64番

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 85.95㎡

2階 33.05㎡

### 附属建物

符号1 工場 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 19.83㎡

符号2 勝手 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 9.91㎡

符号3 居宅 木造杉皮葺平家建 49.58㎡

昭和46年9月8日付第11326号保存登記(所有者E)

なお、上記64番居宅の登記簿の所有者はEであるが、同建物の附属建物符号3居宅が現存する場合は3枚目に記載したとおり、その実質的所有者は債務者Aとなると思料する。

■イエリス株式会社の看板が掲示されている。同社は以前、任意売却の仲介を行っていたが、現在は無関係であるとのことである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (西側隣地家人)	<p>私は本件土地の西側隣地の家の者です。</p> <p>執行官から本件土地の西側の境界について、現況はコンクリートブロック塀が直線状に設置されている(写真4参照)が、公図ではクランク状となっているとの話がありましたが、これは先代のときに本件土地を以前、所有していたCから本件土地の一部を購入したためです。</p> <p>本件土地の西側境界付近には当家の鳥小屋が建っていますが、その鳥小屋の東側には当家の排水管が埋設されていました。そのため、排水管が埋設されている部分の土地をCから購入したのです。西側コンクリートブロック塀の南端の少し西側にコンクリートの基礎部分がありますが、その基礎の東面が以前の境界で、その基礎とコンクリートブロック塀との間の土地を購入したのです(写真5参照)。</p> <p>そして互いに境界を確認してコンクリートブロック塀を現在の位置に設置しました。Cが本件土地を売却するに当たっても、現在のコンクリートブロック塀の位置を西側境界として測量し、売却したと聞いています。</p> <p>ですが、コンクリートブロック塀の北側部分は以前から境界としていた場所に設置してありますので、その付近では土地の売買はありません。</p> <p>西側コンクリートブロック塀の北端には東西に植え込みがありますが、その植え込みの東端が件外154番土地の南東角になり、コンクリートブロック塀の北端が本件土地北西角付近になります。</p> <p>本件土地北側にある件外154番土地、152番土地は裏庭のような土地で、土地改良区から引取り手が無いので買ってこれと頼まれて、当家とCとで引き取った土地です。土地改良区から買った土地ですから境界は確かです。</p> <p>目的外建物には債務者Aが居住していましたが、現在は住んでいません。同人の行方は分かりません。</p>
■ 有限会社TAIZEN	<p>本件土地に当方の看板が設置されています。</p> <p>以前、本件土地には関りがありました。Aの前々所有者から前所有者への平成30年9月19日売買の際、Bの陳述にある測量図を見たことがあります。</p> <p>債務者Aは知人ですが、行方は知りません。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 執行官の意見

- 物件調査の結果及び関係人の陳述等から前記のとおり認めた。
- 西側境界については現況の境界（債務者の所有権が及ぶ範囲）と筆界が相違すると思われる。  
Bの陳述どおり、西側コンクリートブロック塀の南端よりも約40cm西側の位置にコンクリートの基礎があり、そこが公図上、物件1の南西角に該当すると思われる。  
しかし、当時の所有者間で西側の境界について合意して以降、長期間経過していること、西側コンクリートブロック塀の北側部分は、以前から境界とされていた場所に設置されているという話であること等から保守的に考え、西側境界の状況は現況のコンクリートブロックの塀の位置と報告する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年 7月 2日 (水) 13:45-14:15	小山市役所	資産税課 地番図、地上建物資料調査 道路課 接面道路調査 建築指導課 接面道路調査 上下水道お客様センター 台帳調査
7年 7月 2日 (水) 14:25-14:35	宇都宮地方法務局小山出張所	地上建物登記事項調査
7年 7月 2日 (水) 15:40-16:15	物件所在地	物件確認、写真撮影、近隣者から聴取
7年 7月 4日 (金) 11:00-12:10	物件所在地	物件調査、概測、写真撮影、Bから事情聴取、評価人同行
7年 7月16日 (水) 12:20-12:30	宇都宮地方法務局	152番畑登記事項調査
7年 7月16日 (水)	執行官室	債務者Aに照会書発送 有限会社タイゼンから電話聴取
7年 7月28日 (月) - : -	執行官室	イエリス株式会社から電話聴取
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A4版に縮小コピーにつき縮尺相違



(8枚目)

地番図号

この地番図は、国定資産の簿籍資料図表  
 もとに作成された図面の写です。  
 実測図ではありませんので、求積・境界  
 定率には適しませんのでご注意ください。  
 【小山市役所資産部】

4 435-3



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	小山市大字福良字休前			地番	523番2		
出縮力尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日		備付年月日(原図)	昭和63年10月31日		補事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年5月9日  
宇都宮地方法務局小山出張所

地図整理番号：M18322

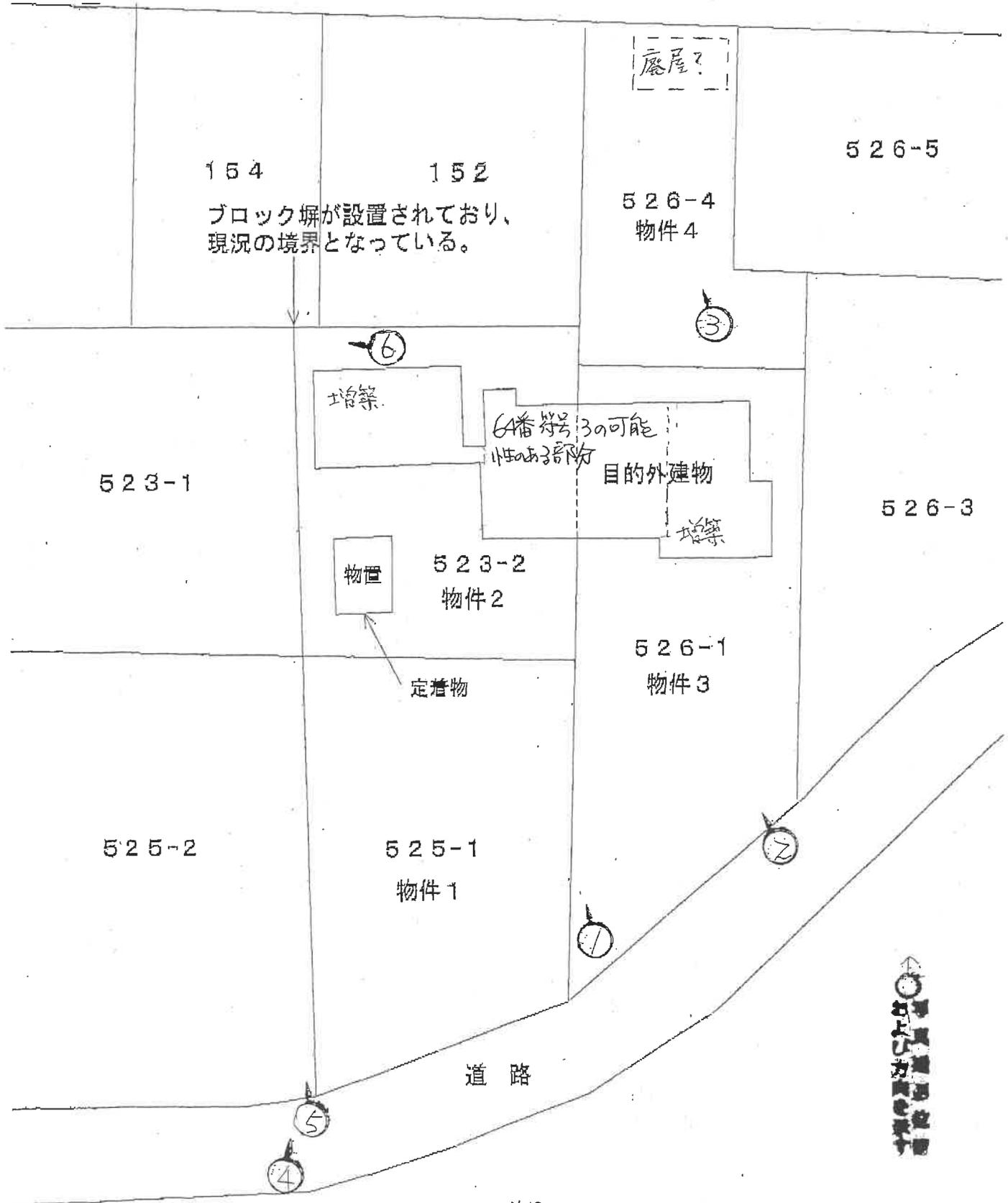
登記官

(9 枚目)

# 土地建物位置関係図



本図は概略の参考図であり、正確な配置、形状等を表すものではない。



北



1

目的外建物

物置  
(動産)



2

目的外建物



3

廃屋らしき  
もの

物置  
(動産)



4

目的外建物

元々の  
境界  
付近



5

物件 2  
北西角  
付近



6

件外 1 5 4 土地  
南西角付近

第 25016号  
令和 7年 (又) 第 26号  
令和 7年 6月19日 受 命  
令和 7年 7月 4日 現地調査  
令和 7年 7月18日 評 価  
令和 7年 8月20日 提 出

宇都宮地方裁判所

# 評 価 書

評価人 不動産鑑定士  
坂 本 嘉 男

## 第1 評価額

一 括 価 格		
金 3, 3 5 5, 0 0 0 円		
内 訳 価 格		
物件 1 (土地)	金	9 1 7, 0 0 0 円
物件 2 (土地)	金	9 8 7, 0 0 0 円
物件 3 (土地)	金	7 1 6, 0 0 0 円
物件 4 (土地)	金	7 3 5, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件 1～4 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当の割付と超過売却（民事執行法 7 3 条）の判定を行うことの参考として、一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 1～4 の土地価格は件外建物のための敷地利用権価格を控除した価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、法定の手続きがとられた場合を除き事前に物件に立ち入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は目視可能な部分に限定され、物件に関する情報提供の内容も民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地地	在番 目積 小山市大字福良字休前 5 2 5 番 1 宅地 254.54㎡	
2	所在地 地地	在番 目積 小山市大字福良字休前 5 2 3 番 2 宅地 274.00㎡	
3	所在地 地地	在番 目積 小山市大字福良字休前 5 2 6 番 1 宅地 198.67㎡	
4	所在地 地地	在番 目積 小山市大字福良字休前 5 2 6 番 4 宅地 204.00㎡	

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等（物件1, 2, 3, 4）

位置・交通	JR水戸線「東結城駅」北方約1.6km（直線距離） （別添図面等参照）	
付近の状況	対象物件の存する地域は、県道結城二宮線の西側背後に形成された農家住宅地域である。当該地域は、小山市の東端に位置するが結城市街地と比較的近く、利便施設の配置は良好である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 建ぺい率 容積率 防火規制	市街化調整区域 指定60% 指定200% なし
画地条件	物件1～4 地積：931.21㎡ 規模：やや過大 間口：約30m 奥行：約30m～40m 形状：不整形 地勢：平坦 高低差：接面道路と等高 接面道路との関係：中間画地	
接面道路の状況	物件1～4 南約4.3m舗装道路（建築基準法第42条第1項第3号道路に該当）	
土地の利用状況等	件外建物の敷地として利用されている。敷地利用権は、所有権。 件外建物の概要 種類 居宅 構造 木造瓦葺平家建 床面積 約130㎡	
供給処理施設	物件1～4 上水道：なし 都市ガス：なし 下水道：あり（農業集落排水） （注）供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）がとおっており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染の可能性の調査	土壌汚染の可能性について調査したところ、特定有害物質使用特定施設の届出はなく、かなり以前からの宅地であったと推定される。	

特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物件1～4の都市計画法上の開発行為の許可はない。登記事項証明書によれば、物件2、4については、昭和8年月日不詳で畑から宅地への地目変更がなされている。（登記日付は、平成27年12月10日）税務課の資料によれば、昭和8年建築の建物が課税されている。物件3については、滅失した建物の登記であるが、大正4年9月21日付けで所有権保存登記がある。物件1については、昭和46年9月8日付けの木造瓦葺2階建及び附属建物の所有権保存登記がある。建物は、滅失しているが税務課資料の図面によれば桑絹村役場税務課と記載されており、昭和31年～昭和36年7月1日の間には建物が存在したものである。（桑絹村は、昭和31年に桑村と絹村の合併により誕生し、昭和36年7月1日に桑絹町となり、その後、合併により小山市となった。）以上により、物件1～4は、都市計画法上、市街化区域と市街化調整区域が線引きされる以前からの宅地と推定される。</li> <li>・物件1、2の西側隣接地との境界は、現況直線となっており、公図と異なる。</li> </ul>
---------	--

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### ① 物件1, 2, 3, 4 (土地)

更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	共有持分 割合 オ	市場性 修正 カ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ×カ÷キ
1	13,000	0.85	254.54	0.80		0.97	2,183,000
2	13,000	0.85	274.00	0.80		0.97	2,349,000
3	13,000	0.85	198.67	0.80		0.97	1,704,000
4	13,000	0.85	204.00	0.80		0.97	1,749,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価調査 小山(県)-24

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格  
 $13,200\text{円}/\text{㎡} \times 98.4/100 \times 100/100 \times 100/100 \div 13,000\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：月率-0.12%を補正

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：必要なし。

イ 個別格差：物件1 規模▲5 形状▲10 物件2 規模▲5 形状▲10 物件3 規模▲5 形状▲10 物件4 規模▲5 形状▲10

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

カ 市場性修正：物件1 公図と境界が異なる▲3 物件2 公図と境界が異なる▲3 物件3 公図と境界が異なる▲3 物件4 公図と境界が異なる▲3

## 2 評価額の判定

### ① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×キ
1	2,183,000	0.25	法定地上権	546,000
2	2,349,000	0.25	法定地上権	587,000
3	1,704,000	0.25	法定地上権	426,000
4	1,749,000	0.25	法定地上権	437,000

### ② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1①キ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,183,000	-546,000	/	0.80	0.70	917,000
2	2,349,000	-587,000	/	0.80	0.70	987,000
3	1,704,000	-426,000	/	0.80	0.70	716,000
4	1,749,000	-437,000	/	0.80	0.70	735,000
一括価格(合計)						3,355,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：物件1 0.80 物件2 0.80 物件3 0.80 物件4 0.80 物件1 件外建物の存在▲20 物件2 件外建物の存在▲20 物件3 件外建物の存在▲20 物件4 件外建物の存在▲20

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

### 1 地価調査価格 小山(県)-24

所 在：小山市大字梁字北石島1174番外  
地 目：宅地  
価 格：13,200円/㎡  
位 置：結城北東方3.7km  
価 格 時 点：令和6年7月1日  
地 積：616㎡  
供給処理施設：水道, 下水道  
接 面 街 路：西市道4m  
用途指定等：市街化調整区域（建蔽率60%、容積率200%）  
地域の概要：農家住宅や一般住宅が見られる住宅地域

## 第7 附属資料

- 1 対象物件位置図（地理院地図）
- 2 公図写
- 3 土地建物位置関係図

以 上





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



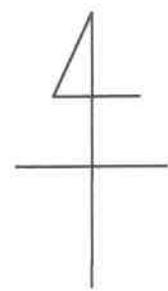
この図面は縮小されています

請求部	所在	小山市大字福良字休前		地番	526番4		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日		備付年月日(原図)	昭和63年10月31日		補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方法務局小山市出張所管轄)

# 土地建物位置関係図



本図は概略の参考図であり、正確な配置、形状等を表すものではない。

